

答 申 第 114 号
令 和 2年12月10日

財 務 大 臣
麻 生 太 郎 殿

関 税 等 不 服 審 査 会
会 長 佐 藤 英 明

答 申 書

令和2年10月8日付財関第906号をもって諮問のあった関税法（昭和29年法律第61号）第7条の16第1項の規定に基づく関税の更正処分及び同法第8条第2項の規定に基づく関税の過少申告加算税賦課決定処分に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

記

処分庁 A税関B出張所長（以下「B出張所長」という。）、C出張所長（以下「C出張所長」という。）及びD出張所長（以下「D出張所長」という。）並びにE税関F出張所長（以下「F出張所長」といい、各出張所長を合わせて、以下「各処分庁」という。）

本件処分 各処分庁が行った関税法第7条の16第1項の規定に基づく関税の更正処分及び同法第8条第2項の規定に基づく関税に係る過少申告加算税賦課決定処分（以下、B出張所長、C出張所長及びD出張所長が行った処分を「本件処分1」、F出張所長が行った処分を「本件処分2」という。）

本件各処分 本件処分1及び本件処分2

意 見

本件各処分取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、これを棄却することが相当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 審査請求人は、食肉の輸入販売等を営む法人である。
- (2) G株式会社（以下「G社」という。）は、審査請求人の指示のもと豚肉の輸入事務を行っている者であり、同社は、平成16年1月26日から平成17年2月7日までの間、審査請求人の業務に関し、各処分庁に対して823回にわたり、自社名義で冷凍豚肉の輸入（納税）申告（以下「本件申告」という。）を行い、関税、消費税及び地方消費税を納付して、都度、輸入許可を受けた。
- (3) H税関調査部の調査の結果、H税関長は、本件申告において審査請求人が冷凍豚肉の輸入申告価格を高価に偽り、合計で関税額約59億円をほ脱したとして、平成19年2月6日付で審査請求人を関税法違反嫌疑でI地方検察庁に刑事告発した。審査請求人は、同月26日付でI地方裁判所に起訴された。
- (4) A税関長から権限の委任を受けたB出張所長、C出張所長及びD出張所長は平成19年2月20日付で本件処分1を、同じくE税関長から権限の委任を受けたF出張所長は同月21日付で本件処分2を行った。
- (5) 本件処分2に後続する滞納処分として、E税関長は平成19年2月28日付で関税の繰上請求処分を行った。また、E税関長及びE税関徴収職員は同日から同年4月6日までの間において、審査請求人が有する普通預金、土地等の差押処分又は取上処分を行った。
- (6) 審査請求人は、平成19年4月18日付で、本件処分2の取消しを求めてE税関長に対し、同月19日付で、本件処分1の取消しを求めてA税関長に対し、それぞれ異議申立てを提起した。
また、同月26日付で、上記(5)の関税の繰上請求処分並びに差押処分及び取上処分の取消しを求めて、E税関長に対し異議申立てを提起した。
- (7) 審査請求人は、平成21年3月6日付で、本件各処分の取消しを求めて、財務大臣に対し審査請求を提起した。
- (8) 上記(3)の刑事訴訟について、平成21年3月26日付でI地方裁判所から有罪判決が宣告された。審査請求人は上訴したが、控訴審（J高等裁判所）は平成22年8月30日付で棄却判決が宣告された。また、上告審（最高裁判所）は平成24年9月4日付で棄却決定、当該決定に対する異議申立ても同月20日

付で棄却決定がなされ、有罪判決が確定した。

- (9) 審査請求人は、平成 24 年 11 月 2 日付で、本件各処分の取消しないし無効確認を求めて、K 地方裁判所に訴訟を提起した。
- (10) 上記 (9) の行政訴訟について、平成 28 年 3 月 17 日付で棄却判決が言い渡され、同月 31 日確定した。

第 2 審査請求人の主張

審査請求人は、本件審査請求書等において、概要以下のとおり主張している。

1 本件の更正処分は理由がないこと

- (1) G 社は、インボイスに表示された取引価格どおりに輸入申告しており、関税法に基づき輸入申告及び関税の納付をしたものである。
- (2) 審査請求人と G 社は別個独立の法人であって実質的に一体と言える事情はない。したがって、審査請求人が、輸入申告価格を偽って関税を免れたという事実はない。
- (3) E 税関長及び A 税関長は、審査請求人と G 社間、G 社と L 社間の個々の取引に関する取引価格、送金金額等を精査することなく、L と M 社 (N 国のパッカー企業) 間の取引価格のみを基に更正処分を行っており、かかる更正処分は十分な証拠に基づかない、理由のないものである。

2 審査請求人は関税法第 6 条に規定する納税義務者に当たらないこと

- (1) 関税法における納税義務者は「貨物を輸入する者」であり、「貨物を輸入する者」とは実質的に輸入の効果が帰属する者をいう。輸入の効果の帰属については、「輸出者との交渉、信用状の開設、代金の決済等の輸入手続への関与の仕方、輸入貨物の国内における処分、販売方法の実態、当該輸入取引による利益の帰属関係等の事情を総合して判断すべきものであり」とされている (平成 2 年 10 月 8 日東京地裁民事 2 部判決)。
- (2) 確かに審査請求人は G 社から豚肉を買い受けていたが、審査請求人は、その取引の大部分をさらに審査請求人から買い受けることを約している顧客からの注文に基づいて行っていたにすぎず、実際は代金の決済、輸出者との交渉についてもその大部分を顧客による注文に基づいて行っていたにすぎない。当該輸入取引による利益の帰属は審査請求人ではなく、むしろ審査請求人からの顧客にあるといえる。
- (3) 上記判例の基準に照らし総合考慮すれば、審査請求人は実質的に関税を納付すべき「貨物を輸入する者」にあたらないのであるから、審査請求人が更正処分において決定された関税金額を支払うべき義務はない。

3 差額関税制度は違憲であること

- (1) 豚肉のいわゆる差額関税制度は、実情と乖離した不合理かつ不自然な制度で、憲法上保障されている営業の自由 (憲法第 22 条第 1 項) 及び財産権 (同法第 29 条) を侵害するものである。また、ひいては生存権 (同法第 25 条第 1 項)、

幸福追求権（同法第13条）をも侵害する。

- (2) 本件各処分は、審査請求人が納税義務者であるか否かについて適正な調査を経ておらず罪刑法定主義（憲法第31条）に違反し、審査請求人を狙い撃ちにするものであるから法の下での平等（同法第14条）にも違反する。
- (3) 差額関税制度は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成6年条約第15号）の附属書1Aのうち「農業に関する協定」第4条第2項で禁止されている可変輸入課徴金及び最低輸入価格に当たり、条約に違反する法制度であるから、憲法第98条第2項に違反する。
- (4) したがって、差額関税制度は違憲無効であるから、本件の更正処分には理由がない。

4 差額関税制度（特に関税の緊急措置）は違法であること

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）に基づく関税の緊急措置は、国内の養豚業者の保護と国内の消費者の保護の調整を図るべく制定された畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号。現行の「畜産経営の安定に関する法律」）の趣旨に反するものであり、違法である。

5 立法不作為の違法があること

差額関税制度は憲法に違反する制度であることが明白であるにも関わらず、長期にわたって改廃がなされず立法不作為の違法があり、最高裁判所平成17年9月14日判決に反するから、本件の処分は取り消されなければならない。

6 本件の過少申告加算税賦課決定処分は理由がないこと

上記1から5までのとおり、本件の各更正処分は違憲・違法であるから、かかる更正処分に対する本件の各過少申告加算税賦課決定処分も理由のないものである。

第3 当審査会の判断

1 本件の更正処分及び本件の過少申告加算税賦課決定処分について

各処分庁が行った本件各処分については、平成24年9月20日付で審査請求人の有罪判決が確定した刑事訴訟（以下「本件刑事訴訟」という。）を前提事実として、平成28年3月31日付で審査請求人の本件各処分の無効確認請求に対し棄却判決が確定した行政訴訟（以下「本件行政訴訟」という。）において、その適法性について判断が確定している。そして、判決確定後、これらの処分に影響を及ぼすような事情も確認できない。

したがって、本件各処分は、現時点においても、適法なものである。

2 納税義務者について

本件の納税義務者については、本件刑事訴訟において、審査請求人が本件豚肉の実質的な輸入者であることは明らかであり、関税の納税義務者であると認められるとする判決が確定しており、本件行政訴訟においては当該判決を前提事実としていることから、審査請求人の本件の納税義務者に当たらないという主張は失

当である。

3 差額関税制度の合憲性について

豚肉の差額関税制度については、本件行政訴訟において、これが違憲無効であるということとはできないとする判決が確定しているため、審査請求人の差額関税制度は違憲であるという主張は失当である。

4 差額関税制度の合法性について

本件刑事訴訟において、豚肉の差額関税制度は、国内養豚農家及び消費者の利益のバランスを図るという目的に照らし、著しく不合理であることが明白であるとは認めがたいとする判決が確定しており、当該判決を前提事実とした本件行政訴訟においても、結論を異にする判決は出されていないことから、審査請求人の差額関税制度は違法であるという主張は失当である。

5 立法不作為について

上記3のとおり、差額関税制度は合憲であることから、審査請求人の同制度が憲法に違反しながら長期にわたって改廃がされず、立法不作為の違法があるという主張は失当である。

第4 結論

上記のとおり、本件の更正処分及び本件の過少申告加算税賦課決定処分は適法であり、審査請求人の主張には理由がないことから、平成26年法律第68号による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定に基づき、本件審査請求は棄却されることが相当である。